

# 米国子会社の 会計・税務

## KWC パートナーズ, LLP 会計事務所

濱瀬 幸恵 (Yukie Hamabuchi)  
KWC Partners, LLP 税務シニアマネージャー  
オハイオ州、ニューヨーク州公認会計士。主に法人税務を担当。  
Big 4の会計事務所で12年の勤務経験。

### 第30回 今年の所得税申告に要注意：米国外に保有する金融資産報告書

日本の銀行口座をそのままにしてアメリカに居住している納税者の皆様には、外国口座報告書 (TD F 90-22.1) は既にお馴染みと思います。米国外の銀行口座の残高、証券口座の市場価値の総額が1万ドルを超える場合、各口座につき、年間の最高残高と口座情報の詳細を米国財務省に報告する様式です。

IRSは米国外に保有する資産をさらに把握しようと、様式8938外国金融資産報告書を作り、一部の納税者は2011年度の申告から追加でこの様式の提出が必要になります。以下に挙げる注意点、IRSのサイトを参考に提出する必要があるかご確認下さい。(http://www.irs.gov/formspubs/article/0,,id=248113,00.html)

#### ① Social Security Number と関係していない資産があるか？

Social Security Number は納税者に付けられたいわゆる背番号で、この番号でIRSのデータベース上管理され、給与、その他の所得が雇用主、金融機関からIRSに流されています。この流れに含まれない、外国の金融機関や企業に関わる資産は報告の対象になる可能性大です。銀行口座、証券口座は勿論のこと、外国法人、パートナーシップ、信託への投資、相続遺産、401(k)相当の年金まで、TD F 90-22.1より報告対象が幅広くなっている点に注意！

#### ② 1の資産の価値が報告対象の限度額に達しているか？

限度額は申告方法、居住地(米国内、米国外)で変わってくるのでケースバ

イケースの判断が必要です。以下は一例です。

◆未婚で米国居住：12月31日時点で5万ドルまたは、年間の最高額が7万5千ドル

◆既婚、合算申告で米国居住：12月31日時点で10万ドルまたは、年間の最高額が15万ドル

◆既婚、個別申告で米国居住：12月31日時点で5万ドルまたは、年間の最高額が7万5千ドル。夫婦共有の資産に関しては分けて限度額を計算する必要があり、詳細は様式8938の説明事項を熟読の必要あり！

#### ③ 価値が計れない資産はどうするか？

価値が計れない資産に関しては、年度内に受け取った配当、給付金等の額で②の限度額を計算します。年度内受け取り金額もない資産は、価値をゼロとします。

#### ④ 多分該当しない、で終わらせてよいのか？

全く資産が米国外にない場合は別として、限度額未満だという計算根拠、関連するステートメント等は保管しておきましょう。

#### ⑤ 出さない場合のペナルティは？

1040と一緒に提出する様式なので、提出期限は4月15日(2011年度の申告書は2012年4月17日)、または延長申請の場合は10月15日までに提出が必要です。期限内に正しい内容で様式8938を出さない場合のペナルティは1万ドルです。さらに、IRSから提出するよう通知が送付されて90日以内に出さない場合は30日毎に1万ドルのペナルティが加算され、この追加のペナルティは5万ドルまで課金されます。

様式8938を出さなくてはいけない納税者の人は、1040と一緒に出す、期限は延長申請しない場合はTD F 90-22.1より早い、という点に要注意！

米国市民、米国居住者である限り、世界中どこで得た所得でも例外規定に該当しなければ全て米国で課税対象になります。IRSは所得隠しを許さず、こちらの懐具合まで全て把握したい、という方針を貫いています。

(注：本稿は税務に関する特定の個人あるいは企業を対象としたアドバイスを目的としておりません。また本稿は納税者に賦課されたペナルティを回避することを目的としていないため、そのような目的で本稿を使用することは出来ません。)